

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第六号

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める

条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号イ中「まで」を「まで」に改め、同号イ を同号イ とし、同号イ を同号イ とし、同号イ を同号イ とし、同号イ 中「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同号イ を同号イ とし、同号イ の前に次のように加える。

法第二十七条第一項に規定する指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第三十六条の五の表下欄に規定する長期養成課程（以下「長期養成課程」という。）、同欄に規定する短期養成課程（以下「短期養成課程」という。）又は同欄に規定する高度養成課程（以下「高度養成課程」という。）を修了した者（短期養成課程を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。以下同じ。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

第七条中「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第八条第八号中「長期課程の指導員訓練を修了した者」を「短期養成課程を修了した者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第二号から同項第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 長期養成課程、短期養成課程又は高度養成課程を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第五条第七号イ に該当する者に関する専門課程の訓練基準における職業訓練指導員の資格の基準については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則第八条第一号又は第八号に該当する者に関する高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準については、なお従前の例による。